

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 3 日から同年 10 月 1 日まで

A社で一緒に勤めていた姉は脱退手当金をもらっていないため、その期間の厚生年金をもらっている。私は、同社を退職した後、少し家において、B社に就職した。その後勤めたC社の期間は脱退手当金をもらったが、A社の分は請求していないので、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 6 月 24 日が支給決定日であるC社での脱退手当金を受給したことを認めているところ、同日に支給決定されている脱退手当金は、申立期間を含む厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、事業主からは、「脱退手当金については、事務担当者から直接本人に口頭により説明を行い、従業員に代わって社会保険事務所（当時）に請求手続を行っていた。」との供述を得ている。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から27年1月31日まで
結婚のため退職したが、退職日がいつであったか記憶は無い。結婚後随分後になって、近所の奥さんの勧めで国民年金に加入したが、加入した日にちははっきり覚えていない。国民年金に加入した時に、社会保険事務所(当時)で過去に脱退手当金を受給していない期間として、A社の被保険者期間が記載された書類をもらったので、65歳の年金受給申請の時にその書類を見せたところ、証明にならないと言われた。私は脱退手当金をもらったつもりは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金を支給した記録が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和27年5月22日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、結婚のため退職をした申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 30 日から 41 年 2 月 1 日まで

A社と一緒に働いていた友人が独立したため、その友人の美容室で働くために同社を退職した。退職した経緯からも、退職金は受け取っておらず、退職に係る説明等も無かった。脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年4月22日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 33 年 1 月 15 日まで
A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和33年3月25日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 11 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 21 日から 43 年 5 月 18 日まで

A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和43年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る複数の同僚は、「退職する際、A社から脱退手当金について説明を受けた。」と供述している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 4 月 10 日まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の厚生年金保険について脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職した約 5 か月後の昭和 44 年 9 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 9 月 16 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に丸印が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から34年4月30日まで
昭和34年*月*日に長男を出産したので、A社を退職した。その後は農業をしており、会社では働いていない。脱退手当金をもらった覚えが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年12月23日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立事業所を退職後、再び厚生年金保険に加入して働く意思が無かった申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 8 月 5 日まで

A市にあるB社に勤務していたが、婚約者が営むふとん屋へ転職するために退職した。その際、同社からは給与以外に何も受領していない。同社を退職した後に脱退手当金を支給したと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月20日から32年9月21日まで
昭和33年6月に結婚するため、32年9月に退職し、その後は自宅で結婚の準備をしていた。脱退手当金をもらった覚えが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の前後に記載されている100名のうち女性について調べたところ、受給資格がある90名のうち84名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち76名が約6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から24日後の昭和32年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 25 日から 36 年 8 月 8 日まで
② 昭和 36 年 8 月 12 日から 38 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 15 日から 39 年 7 月 16 日まで

A社を出産のため退職した。脱退手当金を昭和 41 年 6 月 8 日に受給した
ことになっているが、当時は子育て中であつたし、振込通知も無かつたので、
受け取った覚えが無い。脱退手当金の支給記録を訂正し、厚生年金保険の被
保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上
の誤りは無い上、B年金事務所には、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金
支給報告書が保管されており、当該支給報告書の記載内容はオンライン記録と
一致している。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当
金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。